

伊賀市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月13日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第41号

伊賀市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市国民健康保険税条例施行規則（平成16年伊賀市規則第79号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市議会の定例会の期月を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第42号

伊賀市議会の定例会の期月を定める規則を廃止する規則

伊賀市議会の定例会の期月を定める規則（平成16年伊賀市規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

伊賀市議会定例会の招集に関する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第43号

伊賀市議会定例会の招集に関する規則

伊賀市議会の定例会の回数を定める条例(平成16年伊賀市条例第4号)に基づく本市議会の定例会の招集は、毎年4月にこれを行うものとする。ただし、同条例本則ただし書の規定により定例会の回数を変更するときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(令和5年の招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初に行われる定例会の招集は、本則の規定にかかわらず、伊賀市議会の定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例(令和5年伊賀市条例第29号)の施行の日から起算して2月以内に行うものとする。